

第4回大規模林道事業の整備のあり方検討委員会

議 事 録

平成15年4月8日(火)

於 K K R ホテル東京
林野庁

1 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会出席者

(1) 検討委員

山形大学名誉教授	北村 昌美
東京大学大学院教授	小林 洋司
秋田大学工学資源学部	清水 浩志郎
住空間工房代表	早坂 みどり
(財)自然環境研究センター	松島 昇

(2) 林野庁

整備課監査官 瀬戸 宣久

(3) 緑資源公団

森林業務担当理事 日高 照利
森林業務部長 楠瀬 雄章

2. 議 事

- ・ 資料7により、新聞報道等について説明
- ・ 資料4により、区間別指摘事項と現状等について説明

[意見交換]

委員

期中評価とは異なり、続けるかどうかということではなく、未着工の区間に対してそれぞれ答えを出さなければならない。

前回の議事でも少し話題になったが、今までの期中評価と同じ方法で本当に良いのかという課題を負ったまま、今日まできている。完全に期中評価の方法を踏襲するわけにはいかないと思いながらも、新たな方法が編み出されているわけでもない。我々に与えられた期間の中で、審議の仕方を整理して取りかからなければならないと思う。項目をそれぞれ整理して、どのような角度から我々は攻めていくかということ整理しなければならず、重い。

その時、いつもつきまとうのは、費用対効果の問題である。これは大きな問題だが、この委員会だけでそれを片づける、回答を出せるという問題でもないと思うので、その辺のところはどうしても不確定な要素を残しながらいかざるをえない。この前、議論になった、環境に対するプラスの面、マイナスの面だけではなく、人間の生活に関するプラスの面、マイナスの面も含め、不確定な要素を含みながら、なおかつ、結論を出さなければならないということになると思う。さしあたり、費用対効果は手に余ると言うのが実感である。一つ一つ、

改めて見直していくと、新たな問題が出てくるのではないかと考えている。良い方法があれば、それに越したことはないが。

もう一つは、この前から出ている、心の問題というか景観の問題がある。これについても、評価の方法はないが、どのように処理していくのかということを考えなければならない。大げさに言えば、哲学的歴史的課題というものを背中に負いながら、我々はこの問題を処理しなければならないと思う。

委員

最初に言われたことは非常に重要な話で、委員の一人としてきついと感じている。こういう議論をどうすれば良いのかということは、非常に難しい問題で、少し、これについての議論を、また別な機会にできるものと思っている。

費用対効果については、基本的に道路の場合、三つの要素で計る。交通量が増えたか、時間短縮効果が何分あったか、交通事故がどれだけ減ったかという、この三つである。

同じような方法を林道に用いれば、ことごとく交通量が少なく、費用対効果が1以上になるところは、ほとんど出てこないと思う。こういう方法は、林道の場合、私はふさわしくないと思っている。林道の事業評価でどのような数字が出ているのか示してほしい。

事務局

既着工区間は、平成11年度から費用対効果分析を開始している。

林道の効果で、まず第一義的に大きいものは、伐採搬出をするときのコストが安くなることである。それから、森林に到達することができるので、森林整備が進み、水源をかん養するといった公益的機能がより発揮されるので、その、より発揮される部分を効果として見込んでいる。これらは、学識経験者の指導を頂きながら仕組みを組み立てたものである。いずれも、次回以降に説明する。

委員

雪国において、除雪の経済効果を計ることに取り組んでいるが、基本的に、雪が無くなってしまうと全然関係なくなってしまう。

しかし、そこで生活している人々にとって除雪するということは、例えると、除雪の幅員を拡げるということで改良事業になるし、道路が新たに除雪されるところは新設ということになるので、何かうまい計算方法はないかと取り組んでいる。これについても、参考になるものがあればお伝えできると思う。

- ・ 資料5 - 1により「上市・立山区間」について説明

[意見交換]

委員

全線を改良とせず、一部開設とする理由は何か。

事務局

基本的に、既設の林道は幅員も狭く、勾配も急になっているので、ある程度勾配を抑えて路線を作ると、少し遠回りになり、開設部分が必要になってくる。

委員

急というのは、車両の走行が危険というくらいなのか。最大限努力してこうだったということか。

事務局

林道は、想定する走行速度などにより、何パーセントまでという基準を設けて設計している。既設林道もこの計画路線も、それに基づいている。

委員

旧道を使わないで新しい道路を作る部分は、線形も悪いし幅員も狭いのだろうが、この道路をそのまま使わずにおいたときに、どういう影響があるのか。道路を使わないでおいておくと、例えば、土砂が流れ出したり、路肩が崩れたりする。だから、自然保護の観点から、それらを防ぐために二重の投資をしなければならぬのではないかと。拡幅することによって線形を直した時に費用がこれくらいかかって、新設するとこれくらいかかるという定量的な試算を出しておかないと、なかなか納得されない部分があるのではないかと思う。

また、常願寺川は、世界的に見ても勾配がきつい川である。3,000メートル級の山から、わずか40～50キロメートルで海に流れ込む。外国人が来て、これは川ではなく滝だと言ったそうだが、こういう河川が氾濫する。その時に、この道路がどういうリダンダンシーを持つのかということも、考えていかなければいけない。

事務局

委員の一点目の指摘について、以前、北海道の区間において、トンネルと明かりを比較すべきとの指摘を受けたが、それと同じ趣旨と理解する。ほかに、前回も、福島の間について、開設ではなく、比較的近くを通っている既存の林道を改良する場合との比較をすべきではないかという指摘を受けている。このようなものの見方は、常々していかなければならないので、若干の時間をいただくことになると思うが、検討する。

二点目の指摘について、リダンダンシーということだが、これは、災害時の回路という趣旨と理解する。常願寺川において洪水や土石流による災害が起こった際に、この区間がいかなる機能を持つのかといった観点でものを見ることは、この区間に限らず、重要なことだと思うので、これについても念頭におきたい。

委員

大事な問題ばかり出てきて、対処するのが大変だが、知恵を絞っていただきたい。

林道というかぎりは、人工林があって、そこへ植栽したり伐採したりという

ことで、林道としての効果が発揮できる。そうすると、奥地に人工林が広がっていけば良いという理屈にもなるが、全国を人工林にすれば良いのかと極端に言えば、それは全く違う次元の話であり、まず、国土のあり方というのが論議されなければ、我々はうまくものが言えない。

だから、単に、自動車の交通量云々や、木材の搬出量云々といったことのみで、林道の意味を計ることはできないのではないか。こういう、不確定でかつ難しい非常に問題を抱えながら進んでいるのが、林道の問題ではないかと思う。

委員

ミズバショウ群落があるが、その上部で工事を行った時に影響はないのか。

それから、ここには、ふるさと劔親自然公園などがあるが、ここを改良することによるメリットは何か。改良により、何がもたらされるのかが分からない。

事務局

ミズバショウ群落への影響だが、県の林務担当部局を通じて自然保護担当部局にも問い合わせ、考え方を次回以降に説明する。

それから、改良することによる具体的なメリットについても整理して、次回以降に提示したい。

委員

線形も変わっていないので、設計速度もそれほど変わらないと思う。幅員が変わるだけである。一カ所か二カ所だけ路線が変わるが。そういう意味では、改良のメリットにかなり問題のある箇所ではないか。

また、質問を追加すると、現在の路線の状態がどうなっているのか、利用状況なども示してほしい。

事務局

それも含めて、メリットについて整理する。

- ・ 資料5 - 2により「美山・板取区間」について説明

[意見交換]

委員

現行計画と岐阜県の要望との違いが分からない。その辺について説明してほしい。

事務局

岐阜県の要望としては 本区間は岐阜県が設定した主要な交通軸の一部であること、 本区間と隣接する八幡区間、美山区間及び公道利用区間である国道156号線等は2車線で整備されていること、 板取村と美山町を結ぶ道路は一つもなく、町村間の中心部を結ぶ連絡道としての機能が期待されることから、起点と終点の位置を若干動かし、区間の幅員を7メートルとしてほしいという

ことである。平成14年初めに、県から要望が出てきている。

委員

岐阜県は、機能の高い道路を要求している。そしてこの区間は幅員が5メートルだが、あくまで、林道としての限界をここでは維持したいというのが事務局の考えなのか。

事務局

現在の計画は、幅員5メートルになっており、岐阜県から、変更してほしいという要望があるが、その要望についてどう対処するかということは、まだ決定していない。

委員

よく分からないが、路線の変更そのものを県は要望しているわけではないのか。

事務局

要望している。

委員

岐阜県の方は、もう少し機能の高いものを要望しているが、それで、路線の設定の違いというのは何か。

事務局

岐阜県の要望としては、機能の高いものがほしい。ただ、その時に同じルートで幅員を7メートルにすると、その分だけコストがはね上がる。現状の状況認識として、そういった形での変更は難しいという認識が県にあり、それで、最大限公道を使うという形で少しでも延長を短くし、そこは県としても努力するということである。延長が短くなる分だけ事業費は少なくて済むので、機能の高い道路をこの地域につけるようにならないかという案を、県は持ってきているということである。

委員

これは、何年くらいかけて工事をしなければならないのか。

事務局

仮に、今から着工するとなると、15年が限度となる。

委員

どのように決着しそうなのか。

事務局

それは、この委員会で一つの方向が出てからということになるので、色々な選択肢があると思う。

委員

岐阜県の言い分もそれなりに常識的なものかなと思うが、私にはよく分からない。

委員

岐阜県が希望しているルートには、道路が全然無いのか。

事務局

片原という集落があり、ここから行き止まりの細い道路が入っている。これ
をある程度改良して使うという形になっている。

あとは北へ上がっていき、生老集落の方へ降りてくるところが変わってくる。

委員

そうすると県は、現在ある県道を拡幅する形でルートを変更してほしいと言
っているわけか。

事務局

県の変更要望によれば、片原から現計画の起点までの間の県道は拡幅するこ
とになる。

委員

県とすれば、いずれ拡幅したりしなければならぬが、部分的に大規模林道
の公道利用区間として使ってもらえれば、県として非常に助かるという、理屈
から言えばこんなことか。

委員座長

これは、現地調査候補に適當ではないか。

委員

視点を変えた話をさせてほしい。

私は、この県は勉強熱心かと思う。どうしても通してほしいという意志の、
一つの表れでもある。計画してからある程度時間がたったものについては、そ
のままやるというのではなく、色々な形で見直しが必要な時に来ていると思う。

それをまず行って、なるべく費用がかからない方法、そして、いかに自分の
ところに利益が上がるような形でということで、代替案を出してきたと思う。
熱心な県ほど、こういうことをするのはではないか。

ただ単純に、勝手に作ってくれとか、最初の気持ちが薄れているところは、
何もしないのではないかと思う。だから、きっと熱心に考えたと思うので、こ
ういう部分は、よく検討して、良い方にとりたいと思った。

委員

総合的に、各セクションが連携を取るということは大切なことで、公共事業
においてはますますそういうことだろう。私も、委員の意見に賛成である。

委員

資料11ページの(4)にある、輸送距離・時間短縮の効果はあまりないが、起
点と終点の間では、効果が大きいのではないか。

事務局

試算する。

委員

地元の熱意の問題だが、「必要か。」と問えば、皆「必要だ。」と言うので、

今のような見方を重ねるということをしなければならないと思う。

- ・ 資料5 - 3により「若桜・智頭区間」について説明

[意見交換]

委員

先ほどと同じだが、どの道路とどの道路を比較して時間短縮できるのか。分かりやすく示してほしい。

事務局

図面で見えていただくのが一番なので、次回に説明する。

委員

終点側の幅員が狭いのは、かなり地形が悪いからか。

事務局

地形地質の関係で幅員7メートルは難しいということで、5メートルになっている。

委員

智頭町は、かなり地形の悪いところである。

- ・ 資料5 - 4により「匹見・美都区間」について説明

[意見交換]

委員

周辺道路との関連で、こういうところにも大規模林道を作らなければいけない理由は何か。県道として整備すれば良いように思う。その辺を説明してほしい。

事務局

県道美都匹見線は、匹見町道川と匹見町落合という匹見・美都区間の起終点を結ぶわけではなく、美都町内で90度曲がっている路線である。

一方、大規模林道は、まっすぐ進んでいくルートであり、そこが違う。確かに、一部、県道と重複というか、並行的になる部分があり、そこは当然調整をしていく必要があると考えている。

また、県道美都匹見線のうち公道利用区間となっているところについては、県において拡幅していただかなければならないということである。

委員

こういうところであれば、むしろ県なりが中心になって、お互いに限られた予算なので厳しいだろうが、誰かがリーダーシップを取って調整するようなこ

とをしないと困るような事態である。その辺の状況はどうなのか。

事務局

指摘のあったことは県及び県を通じて地元には伝え、意見聴取の場などにおいて考え方を説明させて頂きたい。

委員

公共事業がこのような状況の中で、どのように考えているか聞きたい。

委員

私は、この辺には土地勘があり、一人で林道や国道を随分走った地域のつもりでいるが、確かに起伏があって山が深い。その中で、国道なり大規模林道なりがあると、車を利用する側にとっては、確かにありがたい存在ではあるが、ここは、大規模林道がずいぶん活躍しているところで、自然保護の方からも隣の広島の方で批判があるところである。だから、やはり深いところでは公共事業の問題と結びつくわけである。

この地帯を車で行くと、確かに過剰投資だとは思わない。道路は、他の地域と比べたら決して多くないと思う。しかし、やはりその辺の問題を県なり市町村なりと協調して整備していくということが必要だと思う。

委員

もう一つ。「大規模林道」という名前で言われると、色々な形で反対が出るが、県道であるとか、リーダーシップが違っていると、そういう問題も少ないのかなと思う。だから、あえて摩擦を起こす必要もなくできるのならば、本当はそちらの方で実施した方が、私は良いと思う。

事務局

そこは、十分に地元の県や町村と調整することが必要である。

しかし、一般の公道と林道というのは、目的とするものが一致するわけではないので、公道としてはなかなか整備できないが、林道としてなら整備できるというものもあると思うので、そこは慎重に考えていきたいと思う。

確かに地元の方とすれば、どちらでも道ができれば良いという考え方があるというのは否定しないが、どちらが行うのがより適切かという判断は必要であると考えている。

委員

おそらく、他の林道は、山の中に県道などが無くて、林道として成り立つだろうが、ここの地域は、逆に、林道という名前でなくても、林道として使われるとしても、一般道路の方が、ここの地域では適切という気もする。

事務局

指摘は県に伝え、検討していきたい。

- ・ 資料5 - 5により「美土里区間」について説明

[意見交換]

委員

事業実施計画の策定が昭和56年というのは、ずいぶん古いですが、なぜこんなに古いのか。難しいところで、ずっと置いておかれたということなのか。

事務局

大規模林業圏開発林道事業は、昭和48年度から始めているが、全区間を一斉着工ということではなく、ある程度、場所を絞りながら早期完成を目指すという形で着工している。現在、約50を施工している。

計画事業費は、現実に工事を始める段階になってから見直すこととなっており、ここは、昭和56年当時の計画事業費がそのままということである。

委員

現実には、どのくらい違うのか。

事務局

当時は、オイルショックもあり、物価上昇率を相当高く見積もっている。だから、仮に、現実の物価上昇率を当てはめて補正すると、たぶん、もっと安くなるのではないかと思われる。

委員

関連するが、なぜ、こんな4キロメートルくらいの新規着工区間を残したのか。継続してやらなかったのか。

事務局

事業実施計画は、公団が路線ごとに作成しており、比和・新庄線の場合、七つの区間が設定されている。この、七つの区間を同時に手を付けるということをすると、それぞれで、ほんの少しずつ工事を進めるということになり、早期完成というものがなかなかできない。青天井で事業費があれば別だが、現実にはそうではないから、相対的な優先度を勘案して、7区間のうち一番優先されるべきものに手を付け、それが完成したら、次に優先度の高いところに手を付けるという形で事業を進めている。その結果として、現在、建設予定区間としてこの美土里区間が残っているということである。

委員

見てみると、この道路をマクロでみるか、ミクロでみるかですいぶん変わってくる。

この、4キロメートルの区間だけからだと、区間の南側に現道があり、現道とこの区間は、たぶん2キロメートル延長に差がある。資料11ページで現道が35キロメートルで、ショートカットすると33キロメートルになるので。

率直な疑問として、現道に費用をかけて集落を通るような方が、地域のためにはむしろ喜ばれるのではないかと思う。ここの部分をミクロで見れば、そういうことになってしまう。

しかし、大規模林道という、A 地点と B 地点とをきちんとネットワークにするとということからすると、この路線になると思う。

だから、非常に短い区間だけを取り出して、特に、この区間については集落が南の方にあるので、そういうものを出してみると、その辺のところは疑問点としてでてくるが、短い区間は短い区間で議論しなければならないのか。

事務局

平成13年の行革において、既着工区間の部分は期中評価の中で見ていき、手を付けていない部分はあり方検討委員会で見直すという整理になっているので、委員の指摘のように、特に、進捗率の高いところは、残っているところのごくわずかなので、そこだけに焦点を当てると、う回して集落を通った方が良いのではないかという話が出てくる。

全体として、大規模林業圏開発林道というのは一つのマクロ計画の中にあるわけなので、それで全体を見ていただいて、果たして残っているところが公道で代替できないかというような、そういう視点で検討いただければと考えている。

委員

既設の公道を通っても、長くなるのは2キロメートルくらいである。だから、むしろ集落を通っているこの公道を整備した方が、地域の道路としては役立つと思う。

委員

この問題は、昨年来の疑問でずっと来たわけである。我々の意識の中に大規模林道の全区間が入っているが、部分部分については、意識にない。だいたい今の話のとおりで、全区間についての我々のマクロな認識と、問題としてのミクロな課題とは、同じものを扱いながら少し違う。

委員

同じ白地の建設予定区間でも、代替ルートが、こんな2キロメートルくらいではつながらない場合は必要だが、既存道路を少しくましく改良すれば、もっと地域の人に喜んでもらえるのではないかと出てきた時は、ミクロの部分の路線を変更できるのではないかとということだと思う。

委員

そういう議論が必要なのではないか。整備のあり方ということで、まったく改めて検討しているわけなので。

委員

4つくらいある結論の一つに、経路を変えるということが入っている。ここで、それが実際にできるかどうかは分からないが。

委員

地元からそういう要望が出る可能性があると思う。この区間については、16億円もかけて山の中を通すぐらいなら、下にお金をかけて、集落があるわけな

ので、線形を少し良くしたら十分それで良いという、そういう意見が出てくる可能性があると思う。

委員

私どもがそれをやりなさいという強制はできないが、こっちの方の意見が、我々の委員会の結論として良いと思うということまでは言える。

委員

このルートそばに既設の林道があるが、林道を一部使うことはできないのか。例えば、途中までその林道を使って終点の方へ行くなど。わざわざ新しい道路を作るよりは、今あるものを使う方が安上がりになると思うが、そのような検討はしなかったのか。それとも、この林道は、あとでできたのか。

事務局

前後関係は分からないが、今の委員の指摘はこれまでも他の区間で指摘のあったものと同様であり、ここについても検討したい。

なお、起点と終点を結んで通り抜けるのが目的という林道はもちろんあるわけだが、林道は、その周辺の森林整備を進めるということがまず第一であり、極端な話として、全然ショートカットにならない場合でも、その森林の整備が必要な場合は、大規模林業圏開発林道かどうかは別にしても、林道は必要だということになるので、その点をご理解いただきたい。

- ・ 資料5 - 6により「庄原・三和区間」について説明

[意見交換]

委員

生活道としては、もう既存のものがあるのではないか。

一方で、これまでのように人工林のための森林管理だったら、176億円をかけなければならない理由があるのかどうかという素朴な疑問が湧く。

私は、森林管理というのは、決して人工林管理だけではなくて、森林の健全性の維持というのも大切だろうと思う。しかし、それは一方で評価が大変に難しい。人工林だと価格換算も可能かも知れないが、自然林の評価というのは、もう一方で非常に難しい問題を抱えている。前回は景観の問題と言うことで出たと思うが。

生活道路としては、ここは既設のもので十分なのではないか。どうなのか。

委員

これは、また難しい問題である。

人工林一辺倒というのは、本来、それを軸にして考えるというのは、おかしいのではないかという感じはしている。人工林もあれば天然林もあるということで、それが森林だということであれば、道のつくところは、別に針葉樹の蓄

積が無くても良いという考え方も当然あるわけである。現に、皆伐跡地を走る道を考えたら、その林道は何もない所を走っているということに一時的にせよなるわけで、それは何のためかという、森林そのものを管理するために走っているのである。

そういう目で見れば、私は、あまり蓄積のデータや施業実績ということは重視しなくても、これからやることに重点、焦点を合わせれば良いと思う。

そういうことを色々考えていくと、要素がたくさん増えて、委員としては、自分でややこしい問題に話を持って行っていると思うが、これは当然私どもが耐えるべき試練である。

事務局

今の指摘は、他の区間でもあったことなので、県などに伝えて、考え方については地元意見聴取、あるいは、この委員会の場で説明をさせていただきたい。

委員

地元意見などを聴取した時に、往々にして、よく分かっているようなつもりでいる人が、そういう、見当違いのことを言うおそれもあるので、その時に、森林というものはいかなるものかということをごちらで押さえて、その辺の論議ができるように、考え方は整理しておかなければならないと感じている。

委員

緑地環境保全地域に、一部、林道がかかっているが、これについて問題は無いのか。いろいろな形で、自然保護団体がこういうところを突いてくると思うが、これは避けられなかったのか。

事務局

前後関係などについて調べる。

- ・ 資料6により「地元等意見聴取等及び現地調査の実施概要について(案)」について説明

[意見交換]

委員

地元等意見聴取、書面による意見の提出及び現地調査という三つの内容の案が提示されている。2番目、3番目は本当に必要かどうかということは改めて審議するが、1番目の地元等意見聴取については、実施するという前提でこれまで進んできている。

委員

相手と対決して意見を聞くのではなく、横に並んだ者の一つの意見として、自然保護団体も何もかも意見を出してもらおうということ。これが基本的な姿勢でないかと思うが、それをどうするかということが具体的な課題になると思う。

委員

自然保護団体の方についてだが、これは、意見を出すのは、地域の自然保護団体の方ということか。例えば、自然保護団体はグループがたくさんあり、本部が東京にあるなどいろいろあるが、北海道でやるのに、東京の方がわざわざ行くという、そういうこともあるのか。

事務局

それについては、事務局としては考えていなかったが、応募資格を限定するということはある。そういうことこそが、今日審議していただきたいところなので、応募資格を地域限定にすべきということであれば、そう運用していくということになる。

委員

自然保護団体の人数が、地域の人数によって割り振ってあるが、例えば、一番多いところだと4人の自然保護団体の方がいる。これだけの人数が必要なのかどうか。

それは、自然保護団体というほとんど同列の方であり、以前、5人くらいと話をしたが、その中に地域の住民の方が1人、あとは、3人か4人と話をしたが、結局、団体の根は一つであった。だから、同じ視点でものを言って、何を言っても聞いてくれないということがあったので、たくさん、自然保護団体の方に話をしていただければ良いというものではなく、その辺をある程度考えても良いのではないか。逆に、何人以内という、そういうことも設けてはいかがだろうかと思った。

委員

まったくそのとおりだと思う。同じ意見を、スピーカーが違うだけで、同じことを言っていることが多い。例えば、関係道県で1名だったら、関係地域の自然保護団体で1名でもおかしくない。母体の数が多いから数を出さなければならぬということはないということであれば、1人でも良いのではないか。そうすると、少し偏った感じがするのならば、どのくらいがバランスとして適当かということは考えることとして、4名も5名もいないと思う。

委員

要するに、我々が意見を聞くことになっているということなのか。これは、何かの規定でこうなっているのか。

事務局

意見を聞くということそのものについては第1回、第2回の委員会で決定されたとおりであるが、意見の聞き方というのは書面か直接かで選択の余地がある。直接、意見を聞くということが事務局としては望ましいのではないかということも第2回の委員会で説明し、その際に、おおむね了解をいただいたと理解しているということである。

委員

そういうことであれば、基本的に、この委員会としてあくまで参考に意見を聞くだけで、最終的には我々が決定するわけだから、全部を網羅して見る必要もないし、全部各団体から聞かなければならないということもない。我々の判断によって、必要な所だけを、聞けば良いし、見れば良いと思う。

委員

確かにそうであり、意見を割り振って数を選んでということであれば、標本抽出みたいなもので、数学的に計算しないと客観的な意見は出ないなどと言うと、この客観的な意見とは何かということが問題になるし、誰に聞いても良いと、意見を聞かなければならないが、こういう枠をはめて、ということは必ずしも必要ないということも言える。何が良いか分からないが。

委員

私の考えとしては、今まで議論された中で、問題ある区間について、ここで議論して、地元なり、そういう意見を聞く必要があれば聞き、現地を見る必要があれば見て判断するというので、ある程度この場で議論して決めたら良いと思う。何も、こういう風に網羅的に、まして3分の1の人数を聞かなければいけないということはなく、場合によっては、市町村関係者も必要があれば聞けば良いと考えるが、どうだろうか。

委員

どうしても言いたいという地域もあるのではないか。地域の方、それから県でも、是非聞いてくださいというのであれば、直接我々が聞かなくとも、文書を提出してもらって、それを伝えていただくなど、いろいろな方法があると思う。ただ、我々が、今までいろいろ聞いた中で、どうしても聞きたいというのが、それぞれ、ここが問題だというものがあれば、そういう所は聞いてみても良い気がする。

委員座長

どうぞ付けてくださいというのを、わざわざ来て、付けてほしいと言ってもらわなくても良いのであり、それ以外の意見の扱い方である。

委員

主体性を我々が持たなければならない。

委員

一つ聞きたいが、ここでいう関係市町村というのは役所の人なのか。

事務局

そのとおり。

委員

受益者代表について、私の考えは、林野庁が考えていることと少し違う。私は、受益者というのは国民だと思っている。つまり、森林があることによって、この国の中でどのような役割を果たしているのかということである。例えば、レクリエーション機能でそこに行けるとか。

そういう意味で言うと、住民の意見を聞いてみる必要があると思う。ここでいうところの自然保護団体に4人も集めるのであれば、一般住民の方々がどういう風に林業、日本の森林に対する考えを持っているのかということを見てみる必要がある。その意味でいくと、全然そういう方が入っていないのが腑に落ちない。

もう一点は、アウトドア派というか、スキー連盟や山岳関係の人々などが、これからの森と人との関わりの中で、どのように開発と保全との間のバランスを考えているなど、聞くなら、そういう方の意見も聞かなければならないのではないか。

不満を持っている人の意見をたくさん聞きたいということを表面的に表わすためにたくさん入れるのはかまわないが、基本的な受益者という考え方に違いがある。こういう方々の意見を聞いてみる必要がある。聞くとすれば、私は聞きたいと思う。住民がアウトドア派であるか一般の人であるかは別として、せっくなので、意見を聞くなら聞いてみた方がよい。いかがだろうか。

委員

委員は、受益者代表を一般市民の代表という形で解釈したが、受益者というのは、その地域に林道ができて、村の住民、もしくは林業で生活している人たちが、ある程度それで森林整備ができるというのが受益者だと思う。

もう一つは、アウトドアなり一般市民の方は、自然保護団体とともに一般の方だと思う。だからその分類にしたらいかがかと思う。

事務局

委員の指摘は、事務局として説明しなければならないことで、そのとおりである。

ここでいう受益者代表は、林道沿線の森林を持っている人である。

それから、「自然保護団体等」としている「等」の中には、自然保護ということだけではなく、スキーや登山といったことなども含めて、何らかの関心を持っている人が含まれる。これは、誰でも応募可能というイメージで事務局としては作ったものである。

委員

「自然保護団体等」というのを外しても良いのではないか。要するに、細かい項目になった時に、それは一般市民、森を愛する人、もしくは自然保護をめざす人など、そういう項目になるので、あまり「自然保護団体」という言葉が全面に出てくるといのは、自然ではないと思うが、何か良いアイデアはないのか。

委員

確か、それで「等」を付けたと思うが。

委員

自然保護団体等で良いと思うが、この中にはそういう人は全部入っていると

いうことを、理解すれば良いと思う、なにも反対している団体だけではないということである。

委員

むしろ説明を入た方が良いかも知れない。それであれば、先ほどの人数的な制約もゆるめても良いと思う。

委員

一般的に公聴会を行うときは、どうやって選んでいるのか。

事務局

国会の場合、各党がそれぞれ推せんした人から聞くことが多い。このたたき台の2案に近い。指名をして来てもらい、意見を述べてもらうという形になっている。

委員

この委員会の場合は、公募するのか。

事務局

あくまで一つの案であり、例えばということである。

委員

だいたいどういう選び方をするにしても、それほど大したことはなく、生むが易しで何とか行くと思う。そのために、こちらで確信を持ってものを言うようにすれば、やり方は何でも良いという感じがするが、例えば、公募にした結果、一定の考え方の人たちばかりが出てくるのは我々としては本意ではない。だから、そこを平均的な人が出てくるという状況にするにはどうしたら良いか。

委員

今、いろいろな地域で、山と住まいを結びつけるという運動が行われている。林野庁の中でも、木材課などはそういうことを把握していると思うが、もしこちらから逆指名ができるのであれば、そういう活動をしている人達の意見も聞ければと思う。もちろん、自然保護の方にもどんどん言っていただいて良い。実際に活動している方々から話を聞く機会があればありがたいと思う。

委員

賛成である。例えば、地域で育てた木材で家を作る会のようなものがあるが、彼らは、広い意味で自然保護団体の一人だと思う。もちろん公募で入ってくる人がいればそれはそれで良いし、そういう、長い目で日本の森林管理を考えている人をこちらで指名しても良いのではないかと思う。具体的には折衷案になるが。

委員

例えば、富山には「富山の木で家を造る会」という会があるし、いろいろな地域にある。そういう人たちの話も聞いてみると良いかもしれない。

委員

折衷と言うか、2案で、指名はできる。「あなたにお願いします。」と言え

ばそれで良いわけなので。「どうして決まったんですか。」と問われれば、「委員会の意向で。」ということで、ここで自信を持って行動すれば良いのではないかと思う。あやふやに、「なにか知らないがあなたになった。」では話にならない。

委員の意見を聞いていると、1案より2案の方が良さそうな感じがする。1案は、あまり最初の方が固定されすぎて、お仕着せみたいな感じがして、どうしても自然保護団体ということと言わなければならないことになる。2案になると、何も言わなくて良いのではないか。なかなか良い人を選んでもらえ、という結果、結果としてそう見てもらえれば良いので。そうすると、事務局の方に全責任が行くかもしれないが、委員を活用して、この人はどうかと進めて良いのではないかと思う。

事務局

今、2案という話があったが、そういうことになると、当然、委員から例示があった、この区間は話を聞く、それは、富山県の何とかの会の人から聞きたいという指名をいただき、それを事務局が本人・団体に伝えて来ていただくということになるので、そこを指定していただければ、段取りを進めるということになる。

委員

それで良いのではないか。委員も、この人を推すことについては責任を持てるという人を推してもらえば。同調するという意味でなく、今のような趣旨に対して、応じて意見を言う人を選んでもらえればそれで良いのではないか。それにまさる方法というのは出てこないかも知れない。

事務局

今、頂いた意見を踏まえて、2案を中心に事務局で案を作って次回示したい。ただ、候補者のリストのようなものを委員から聞いて、そのリストから委員会としてこの人というかたちで決めていただくようになると思う。そういう線で事務局として案を作ることでよろしいか。

委員

その線で進めていただきたい。もう一回、議論する機会があるわけなので。

事務局

意見の聴取については、委員会の方で指名するという方向ということだが、書面による意見の提出と現地調査については、どうしたら良いか。

委員

これは、いろいろな考え方ができるので、次の機会に意見聴取の方向ができた時に、あわせて書面による意見の提出について審議するということが良いのではないか。

また、現地調査は、やった方が良く、よく分かることは確かである。

委員

全部ではなく、説明された文書だけでは分からない、ここはどうしても行きたいという所だけに限定するということもある。全部行く必要はないと思う。

委員

だいたい、それくらいしかできないと思う。

委員

それでは、現地に、あそこは行ったが、ここは行っていないということになると、不公平さがあり、その地域にすれば、自分たちのところは、最初から外されていると取られないか。

委員

委員会として判断すれば良いのではないか。

委員

その所は、ここであまり議論してもしかたないので、座長と事務局に任せるが、こういう問題が出てこないことが必要である。

委員

期中評価委員会では、年に1か所くらい行っているが、そういった角度からの文句は出ていないと思う。

委員

しかし、自分のところには来なかった、どういう理由で来なかったのかと言われた時に、座長がそれを説明しなければいけない。

委員

私が言っているのは、問題があるところを見るということである。だから、問題が無くて、ここで判断できるところは、別に行く必要はない。判断できないようなところを見る。

委員

見に行くだけなら良いが、聞くことは何らかの期待感を与えるように思える。

委員

行ったついでに、意見も聞いてきても良いのではないか。

委員

座長がこういうことについて問われたときに、はっきりと、これはこうで、そういう所はこうだという説明をしないと、私はいけないと思うので、座長と事務局にまかせると言った。情報開示の世の中なので、たぶん、説明しろということになり、なぜ、私のところは聞いてくれなかったのかということが地元から出た時に、この委員会として答えなければならない。

ただ、このところは分からないので見に行くと、あなたのところは書類上で分かったから行きませんよということで、本当に地元の人が納得するかどうかは疑問である。

委員

問題のある箇所については行き、何も問題のない箇所、オーケーの箇所は別

に行く必要はない。もし、判断の材料として、見ていなければ、中止にするという場合に、ものが言えない。そういう箇所は絶対見る必要はあるし、地域の人の意見を知る必要がある。

委員

それなら、私は現地を見るだけで、公聴会はしない方が良いと思う。

事務局

たまたま、今回三つ一緒にあげているが、一番目の意見を聞くことと、二番目の書面による意見の提出は、セットになって補完しあうものである。

これに対して、三番目の現地を見るというのは、意見を聞くためには現地に分かっている方が良いということもあるが、それよりも、我々が書面で説明している部分で足りなかった部分を補完するというのが主たる目的なので、そこは少し切り離して議論していただければと思う。

委員

全部現地を見る必要はないという意見に反対するわけではなく、現地を見に行くのが、分からないから見に行くだけなら、それは自分たちで選んで見に行くということで良い。

しかし、そこへ行ったついでに意見を聞くということは、意味が違うと思う。

委員

意見を聞く意味合いが違うような気がする。現地へ行った時には、役所の方など、その地域の関係者が必ず案内してくれると思う。その時に、多少なりとも話はするという、その程度の意見を聞くということで、正式な意見を聞く場とは考えていなかった。

委員

今までの経験では、だいたい、問題があるところへ行くというような方向でことは動く。経験から言えば、問題があるからそこへ行って見ると、そこで、何とか話を聞いてほしいという人が出てきて、勢い意見を聞かなければならなくなる。現地調査と意見を聞くのは別々のものだと言いながら、そういったケースがある。

考えてみれば、問題があるというのには、二とおりあると思う。一つは、林道の設計上というか施工に当たったの問題と、もう一つは、反対意見があるという人がいるという問題である。その、反対意見がある人というのが、両方に絡んでいるので、反対意見がある人が出てくると言うわけである。確かに、現地調査と意見聴取は別々だが、出てきたら対応しなければならないということも一面仕方のないことなので、ある程度覚悟して見に行くということではないと思う。

委員

現地調査についてはどうか。具体策は次回に論議するとして、基本は実施するという線で考えていくということではどうか。全部は大変だが。

事務局

現地調査については、実施する方向だが、全部やるのか、問題のある所だけにするのかについては、もう一度案を練って次回示したい。

なお、各委員の意見は、少なくとも、問題があるところについては現地を見るということであると理解するが、事業全体のスムーズな実施の観点からもありがたいものとする。

委員

中止はあり得るし、そこが命題である。

委員

中止になるところこそ、意見を聞かなければならないのかも知れない。

委員

その辺は次回に議論することとして、宿題なども含めて、次回もよろしく願います。

・ その他

[意見交換]

委員

日本の国の中で、21世紀の中で、一体森林というのはどういうあり方であれば良いのか。例えば、日本の国の中の環境問題、生活の問題、景観や観光が出てきたが、そういう中で、国民は、一体どういう形の森林を考えておけば良いのかということについて、よく分からないことが多い。

一般の人にとっては、一説によると環境問題で70兆円の自然環境への価値があると言われても、ピンとこない。輸入材の問題がたくさん出てきて、これから開発途上国でナショナリズムが進んできた時に、国際的な問題となった時に、こういう木材需要が可能なのかどうか。そういった問題や、森林が崩壊し、中山間地が荒廃していった時に、この国の姿としてどういう形になるのか、それが漁業に与える影響がどうなっていくのかといった問題を、少し大上段にまとめて頂いた資料があるとありがたい。

そうすると、おのずと林道というものをどう考えれば良いのかということの筋道ができてくるという気がする。

森林には、非常に癒し効果がある。匂いにしても、視覚にしても、五感を非常に満足させるわけである。そういったものが、どういう形であるということも、少し大上段に構えた形でまとめてもらいたい。

例えば、面積でいうと70パーセントある中山間地が、今のような林道の形で進んだ時に、仮に、崩壊していくとする。そこに15パーセントの人が住んでいるとする。そういう人たちが、どういう影響を与えられ、国全体としてトータ

ルとしてどういう形のデメリットがあるのか。そういうところを少し、特に、公聴会などを行う時は、自然保護の人たちにも資料としてはっきり見せて、その中で議論してくださいということはないか。

次回とは言わないので、そういう形の資料を作り、考えを示してほしい。

一番の受益者は、私は、やはり国民だと思っている。都会に住んでる人間が結果的に一番受益を受けていると思う。そういう資料をまとめていただければ、非常に、一般の方も理解できるし、私も、いろいろ人と話ができるので、お願いできたらと思う。

委員

林学の、少なくとも森林学を学んできた者には、それをやる責務がある。それを今まで言わないでいて、森林のことは分かってくれないと、そればかり言っている。これは、恥を忍んでも、何でも、無理でもやらなければいけない時期にきていると思う。

そういう分野から言うと、委員の中に適している方がいると思うので、お願いできないか。

委員

座長や事務局と協議しながら、林野庁がいろいろなものを持っているので、そういうものを集めて、何とかしたい。

事務局

林野庁全体として森林林業基本法の改正、あるいは、森林・林業基本計画を作り、去年は、温暖化対策の10カ年対策でかなりマクロな面から検討も行っている。その時の検討成果も残っているので、そういうものの中から、説明できるものを集めて、そういうものを含めて、全体的な、マクロで示せるものを、委員の指示を得て準備していきたいと思う。

(以上)